

平成23年8月31日  
土地・建設産業局  
不動産業課

## 宅地建物取引業法施行規則の一部改正について

「規制・制度改革に関する方針について」（平成23年4月8日閣議決定）等を踏まえ、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）の一部について、所要の改正を行いましたのでお知らせいたします。

### ◆悪質な勧誘行為の禁止

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第47条の2第3項に基づき、同法施行規則第16条の12において、宅地建物取引業者等の勧誘行為について、相手方等を困惑させることが禁止されていますが、今般、宅地建物取引に係る悪質な勧誘行為の実態調査の結果を踏まえ、以下の事項を明文化する等の改正を行いました。

- ・勧誘に先立って宅地建物取引業者の商号又は名称、勧誘を行う者の氏名、勧誘をする目的である旨を告げずに、勧誘を行うことを禁止
- ・相手方が契約を締結しない旨の意思（勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することを禁止
- ・迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を禁止

### ◆スケジュール

公布 平成23年8月31日  
施行 平成23年10月1日

<お問い合わせ先>

国土交通省土地・建設産業局不動産業課 経営指導係  
(内線) 25126・25129  
(代表) 03-5253-8111